

生活保護法に基づく指定介護機関に関する手続きの見直しについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和7年5月に公布され、生活保護法が一部改正となり、令和8年4月1日から、生活保護法に基づく指定介護機関の手続きが変更となります。

①名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出

区分	令和8年3月31日まで (旧)	令和8年4月1日以降 (新)
平成26年7月1日以降 に生活保護法に基づく 指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	介護保険法の届出が必要 <u>(生活保護法の届出は不要)</u>
平成26年6月30日まで に生活保護法に基づ く指定を受けた事業所		

② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止、効力停止の状態

区分	令和8年3月31日まで (旧)	令和8年4月1日以降 (新)
平成26年7月1日以降 に生活保護法に基づく 指定を受けた事業所	介護保険法上の指定の状態 が生活保護にも連動（生活 保護法への届出は不要）	介護保険法上の指定の状態 が生活保護にも連動 <u>(生活保護法への届出は不要)</u>
平成26年6月30日まで に生活保護法に基づ く指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	